九　次条第七号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の所属、氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の詳細
ニ　社内処分を行った場合はその内容
十　次条第八号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　訴訟又は調停の当事者となった場合　次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所又は所在地
(2)　訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
(3)　管轄裁判所名
(4)　事件の内容
ロ　訴訟又は調停が終結した場合　次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所又は所在地
(2)　訴訟又は調停が終結した年月日
(3)　判決又は和解の内容
十一　次条第九号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合　次に定める事項
(1)　該当することとなった主要株主の氏名
(2)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判若しくは保佐開始の審判又はこれらに類似する外国の法令上の手続を受けた年月日
(3)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
(4)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
(5)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消された年月日及び理由
(6)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
ロ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合　次に掲げる事項
(1)　該当することとなった主要株主の商号又は名称
(2)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあっては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容
(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額
(4)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなった場合にあっては、同項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称
(5)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
(6)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
(7)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
(8)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消された年月日及び理由
(9)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
十二　次条第十号に該当する場合　法第五十七条の二十第一項第四号に規定する株式会社でなくなった年月日及び理由
十三　次条第十一号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　不利益処分の内容
ロ　不利益処分を受けた年月日及び理由
十四　次条第十二号イに該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等が発生した子法人等の商号又は名称及びその営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の所属、氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の概要
十五　次条第十二号ロに該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等が発生した子法人等の商号又は名称及びその営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の所属、氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の詳細
ニ　社内処分を行った場合はその内容
十六　次条第十二号ハに該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　子法人等が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合　次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所又は所在地
(2)　訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
(3)　管轄裁判所
(4)　事件の内容
ロ　子法人等を当事者とする訴訟又は調停が終結したことを知った場合　次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所又は所在地
(2)　訴訟又は調停が終結した年月日
(3)　判決又は和解の内容
十七　次条第十二号ニに該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　劣後特約付借入金を借り入れた場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合　次に掲げる事項
(1)　借入先及び借入れの理由
(2)　借入金額（外貨建てである場合は、当該借入金額及びその円換算額）並びに現在及び借入後の借入残高
(3)　借入日、利率及び弁済期限